

市長部局

令和8年

北秋田市監査委員公告 第4号

定期監査の結果に対する改善措置状況について

令和7年度定期監査について、北秋田市長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和8年4月3日

北秋田市監査委員 柴田 榮 則

北秋田市監査委員 成 田 義 人

定期監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況
<p>1. 自動販売機設置に係る徴収金について</p> <p>行政財産の目的外使用については、昨年度の本監査で使用許可事務や徴収金の適正化等を指摘したところ、指定管理者制度導入施設における行政財産の目的外使用について（令和7年3月31日、総合政策課発出内部情報揭示）及び指定管理者制度の運用等について（令和7年4月7日、総合政策課長通知）が発出され、更に教育財産に関しては北秋田市教育財産管理規則（令和7年教育委員会規則第3号）が新たに制定されたこと等により、当該事務に関する是正や改善、徹底などが進みつつあることを確認した。改めて関係各位の尽力に対して敬意を表したい。</p> <p>しかしながら、自動販売機の設置に関して一部の指定管理施設（1施設、許可台数15台）や運転管理業務委託施設（1施設、許可台数2台）において、その電気料金が指定管理者や業務委託先の直接徴収となっている事例があった。</p> <p>①北秋田市指定管理者制度運用に関するガイドライン（平成24年4月1日制定。以下「指定管理ガイドライン」という。）には、「実費については、市と目的外使用許可を受けた者とが実費徴収に係る契約を個別に締結し、市が調定・徴収したうえで、指定管理料に含め支払うものとしします。（指定管理ガイドライン8（4）」と明示されており、指定管理施設に設置している自動販売機に係る電気料金を指定管理者が直接徴収することはできない。改めて指定管理ガイドラインや関係法令、規則等を確認のうえ、適正な事務に改められたい。</p> <p>また、②運転管理業務委託施設に係る自動販売機の電気料金徴収に関しては明確な規定等はないものの、設置した自動販売機に係る電気料金は、自動販売機等の設置にかかる使用料等の算定基準について（平成19年4月1日より適用）第5条第1号により設置者の負担となっており、更</p>	<p>（生活環境課）</p> <p>ご指摘の件については、今後、自動販売機等の設置にかかる使用料等の算定基準に従い、事務処理を行ってまいります。</p> <p>（医療健康課）</p> <p>ご指摘のとおり、当課が所管する病院施設（指定管理施設）において、自動販売機に係る電気料金は、指定管理者による直接徴収となっております。</p> <p>病院施設に設置している自動販売機は、患者、来院者及び職員の利便性の向上並びに療養環境の維持を図るためのものであることから、一般の指定管理施設における目的外使用許可の取扱いとは異なる整理が必要と認識しておりました。</p> <p>このため、ご指摘を踏まえ、関係各課と協議を重ねた結果、北秋田市指定管理者制度運用に関するガイドライン（以下「指定管理ガイドライン」という。）の改正により対応することとなり、令和8年3月に8（5）②「病院施設における付帯サービスの取扱い」として、病院施設において指定管理者が自動販売機その他これらに類するサービス施設を設置するときは、行政財産の目的外使用許可によらず、協定書等により必要な事項を定めること、また、光熱水費その他の経費の負担及び収入の取扱いについても協定書等において定めることが明確に規定されることとなっております（施行予定）。</p> <p>今後は、改正後の指定管理ガイドラインの施行に合わせ、自動販売機に係る光熱水費（電気料金）の負担の取扱いを含む必要な事項を協定書等において明確に定めるよう対応するとともに、指定管理ガイドライン及び関係法令等に則り、適正な事務処理に努めます。</p>

市長部局

<p>に同基準に賦課・徴収に関する条文を追加する等により、指定管理施設と統一感をもち、かつ運転管理業務委託施設を含む施設全般に適用する事務となるよう検討されたい。</p>	<p>(財政課)</p> <p>「自動販売機等の設置にかかる使用料等の算定基準」について、電気料金の徴収に関して規定しておりませんので、指定管理施設等においても適用できるように、規定の見直しを行います。</p>
---	---